

2017年3月

「流通市場の発展を意識した社債の課税ルール」

第6期 客員研究員
学習院大学法学部准教授
長戸貴之

要約

本稿は、社債の課税ルールについて、将来的な流通市場の発展を意識しつつ、租税政策の観点から現行法上の取扱いを評価するものである。現時点においては、債券の流通市場において中心的に取引されるのは、国債をはじめとする公債であるが、将来的な日本の社債市場の発展の可能性を視野に入れて、現行法について評価しておくことには一定の意義がある。

社債の流通市場が発展した場合の課税ルールを考えるにあたって、重要な考慮要素となるのは、第1に、実現主義との関係である。流通市場の発展は、納税者が実現主義の下で有する、所得実現のタイミングに関する選択権(timing option)の価値を増大させることになるから、実現主義の弊害にいかに対応するかが問題となる。第2に、社債発行者の信用力や市場金利の変動に伴う社債の価格変動について、流通市場の発展による価格形成が、課税上どのように影響するかを考える必要がある。

上記の2点を考慮に入れつつ、本稿では、期待価値課税と時価主義課税という2つの課税方法について、厚生主義的な評価枠組みを用いながら、社債の流動性と社債の時価評価等に係る税務執行コスト・納税協力コストに着目しつつ検討した。

結論として、社債の流動性が低い現状においては、社債の取引コストは高く、戦略的売買はそれほど問題とならない可能性がある一方、高格付社債が多いため期待価値課税にかかるコストは大きくなく、それゆえ期待価値課税による課税ルールが望ましい可能性がある。他方、今後、社債の流動性が高くなった場合には、時価主義課税が望ましくなる可能性がある。現行法上の課税ルールは、売買目的有価証券について時価主義課税を採用し、日本証券業協会が公表する価格を課税上も用いる仕組みとなっている。そのため、日本証券業協会が公表する価格が適正に社債の時価を反映しているかが鍵となり、現在の価格の透明性向上の取組みが進展した場合には、現行法上の課税ルールは、(細部を捨象すれば)望ましい課税ルールであると評価できる。

以上

(掲載誌：学習院大学法学会雑誌 52 巻 2 号 181-202 頁(2017))

- (注) 1 この内容の全部又は一部について、日本証券業協会に無断で使用(転用・複製等)及び改変を行うことはできません。
2 この論文に述べられている見解は筆者個人のものであり、日本証券業協会としての見解を示すものではありません。